

令和2年第5回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和2年5月26日（火） 午後1時15分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東A会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	綾 康典
教育委員	青地 弘子	教育委員	沖田 行司
教育委員	篠原 玲子	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	三上 俊昭	次長	沢田 美亮
管理監(学校教育担当)	三輪 光彦	管理監(幼児担当)	坂田 ますみ
教育総務課長	中西 美智代	教育施設課長	西堀 泰司
生涯学習課長	小杉 一子	教育研究所長	國領 順子
学校給食センター所長	河合 菊男	八日市図書館長	松野 勝治
幼児課長	河村 治俊	学校教育課参事	谷村 昌則
こども政策課長	澤 久仁夫	こども相談支援課参事	福田 均
事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子		

以上21名

開会

教育長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和2年第5回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第4回定例会」と「第5回臨時会」の議事録をあらかじめ事務局から配付しており、確認いただいていると思います。
会議録の内容に、御異議はございませんでしょうか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、議事録は承認いただきましたので、「第4回定例会」は綾委員と篠原委員に、「第5回臨時会」は綾委員と青地委員に後ほど、御署名をお願いします。
なお、今回の第5回定例会の会議録署名委員は、「青地委員」と「沖田委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いします。
それでは、次第に従いまして、「1 報告」に入ります。
はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。
先日、臨時会を開催させていただきました、小中学校についての再開についての報告をさせていただきましたが、本日も、新型コロナウイルス感染症への対応を中心に御報告申し上げます。
御承知いただいておりますとおり、昨日、新型コロナウイルス特別措置法（正式には改正新型インフルエンザ等特別措置法）に基づく緊急事態宣言について、首都圏と北海道につい

て終了することとし、4月7日に発令して以来、約7週間ぶりに全面的に解除されました。

市民の皆様には本当に長期間に渡り、社会経済活動をはじめ、様々な事項において自粛に努めていただきました。また、小中学校では3月3日から休校としておりましたので、さらに長期間にわたって、子どもたちが自宅で過ごすということに耐えていただいたところで、そういった行動が、日本全国において感染の流行をほぼ収束させることに繋がったものと考えます。心から感謝を申し上げます。

特に、感染のリスクや恐怖に怯むことなく、強い使命感でもって立ち向かっていただいた医療関係者や介護に従事いただいた皆様に心から敬意を表するものです。

しかしながら、これで全ての日常を取り戻せたということではありません。ここから先は発想を変えて、あらゆる活動において感染防止対策を講じることを大前提として、新たな日常を作り上げることが求められています。

緊急事態宣言が解除されたからといって、以前と同じ生活に戻れば直ぐにクラスターが発生し、大流行に繋がるといわれており、3密を避ける習慣を身につけ、業種ごとに感染防止対策のガイドラインを策定し、感染リスクをコントロールしながら本格的な再開を目指すというものです。

学校においても同様で、5月22日には文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルとして「学校の新しい生活様式」が示されました。

委員の皆様にはお手元にその抜粋したものをお配りしておりますので御覧ください。

このマニュアルでは、地域の感染レベルを3段階に区分し、そのレベルに応じた行動基準が示されています。

最も感染レベルの高い区分をレベル3、生活圏内の状況が「特定警戒都道府県」に相当する感染状況である地域とされています。

次に感染レベルの高い区域をレベル2、生活圏内の状況が、「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域、又は「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域の内、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより、当面の間、注意を要する地域です。

最も感染レベルの低い区域をレベル1、生活圏内の状況が、「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域の内、レベル2に当たらない地域。要は感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していない、あるいは当面の間注意を要しない都道府県とされ、滋賀県は現在はレベル2という位置付けですが、6月1日からはレベル1となる見込みです。

学校における集団感染リスクの低減では、3密の回避が強く求められています。

換気については、学校において十分に行っていく必要があり、常時、換気扇を運転するか、2方向の窓を開けるとともに、休み時間には数分間窓を全開し、換気を行うこととします。エアコンを使用する場合にも、換気扇を常時運転させることとし、換気扇の無い部屋については、30分に1回程度数分間、窓を全開し換気を行うこととします。

密集の回避ということで、身体的距離の確保として、レベル1では1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るよう座席を配置することとしておりますので、現在の40人くらいのクラスについては、その中で精一杯間隔を取った中で机を配置すれば良いと考えています。学校によっては一部のクラスでは大きな会議室を使用することで密を避けるような工夫をしている学校もありますので、できる範囲で取組をしていただくことになります。

授業については、マスクを着用の上前向きの着席を基本とします。しかしながら、今後は

熱中症の可能性が高いと判断する場合や体育の授業においては、マスクを外すこととします。

基礎疾患を持つ重篤化リスクが高いとされる児童生徒については、主治医の見解を保護者に確認した上で、個別に判断をしたいと考えます。

感染が不安で休ませたいという相談があった場合には、学校で講じる感染症対策について保護者に十分に説明した上で、なおかつ休ませたいとの申出があった場合には、個別に判断することとし出席停止等の柔軟な取扱いとしたいと考えます。

感染リスクが高いとされる教科活動、音楽における合唱やリコーダー等の管楽器演奏、家庭科等の児童生徒同士が近距離で活動すること及び体育の授業についても、レベル1の場合は一定の感染対策を講じた上で実施することとされていますが、本市では、感染リスクが高いとされる教科活動は、当面行わないという考え方をしております。現在、教科主任の意見を聞きながら校長の代表者による調整を行っていただいているところです。

また、部活動については、第2週6月8日から平日校内のみでの活動として再開をしたいと考えており、学校行事やカリキュラムの考え方も含め、校長の代表者による調整を行っていただいております。近く、まとめられましたら御報告したいと考えております。

給食は6月8日から提供することとし、配膳についての給食当番の考え方やメニューについても通常どおりで行う予定です。

感染者が確認された場合の対応についても、それぞれの学校、それぞれの感染者、その背景で対応していくと前回、申し上げましたが、基本的にはそのような考え方に変わりはありません。個々のマニュアルに沿って個々の事情を勘案し対応してまいりたいと考えています。要するに一人感染者が出たからといって市内全域を休校にするようなことは行わないということです。

なお、5月18日から登校日を設け、学校の教育活動を始めておりますが、現在、教育委員会に入っている情報では、今回の再開について不安感を訴える保護者の声はほとんどなく、子どもたちも元気に登校してくれているとのこと。今の段階で少しの不安の声はあるものの、休ませたいという保護者はいないと聞いています。

感染リスクの対応等について、フェイスシールドは直接、話をしなければならない養護教諭及び通級指導教室の先生用として配布をしています。マスクや消毒液は独自に購入も考えておりますが、企業から御寄附もいただいておりますのでしっかりと対応していきます。また、保護者との連絡で電話回線が不足ぎみの学校については増設を行ったところです。

後ほど、部長から第2弾の補正の考え方については報告します。

ネット環境の整備の状況について、調査中だと前回申し上げましたが、7割くらいはネット環境がありました。6月1日以降、きちっとした調査をもう一度行う予定です。

これはWi-Fi環境がどうかも含めて、タブレットや他に何を持っているのかなどを調査した上で、手短かに使用できるものは何かを調査し参考にして、今後、第2波、第3波の影響で休校になった場合にどのように整えていくのがよいのかを調査して、判断していきたいと考えております。現状としては以上のようなことでございます。

一つだけ、本日の産経新聞の読者の投稿の中に素敵な記事がございましたので御紹介させていただきます。

『自転車通学もでき素敵な高校だから入学したのと言っていた孫娘も、早いもので3年生になった。入学当初は部活どうしようかな？と決めかねていたが、後日ハンドボール部にし

教育長	たと連絡が来た。「凄いよ先輩たちはインターハイに出場しているのよ」と孫はひたすら応援に専念していた。先輩が卒業されポツカリと空いたポジションへ名乗りをあげ、チームの一員となった。毎日、手足に青アザが絶えることはなく頑張っていると聞いて嬉しく、陰ながら応援していた。 －中段 省略－ 毎日コロナ、コロナで明け暮れ、学校も休み、社会も疲弊寸前だ。そんなある日、ラジオからインターハイ中止の音声。エッ！一瞬、孫の顔が浮かんた。そうよ、今は国民みんなが我慢するときなのだと思いますながらメールを送った。 「おばあちゃん、ありがとう。クラブをするために学校に入ったわけじゃないけど、一緒に部活をしている友達、小学校の頃からこの日のために頑張ってきて悔しい気持ちもある。けど、もう切り替えて受験生になるから・・・頑張る気持ちを勉強に向けて、みんなで頑張るからね」と返信が届いた。何度も読み返しているうちに涙がこぼれた。 今の現実を素直に受け止め、目指す大学に進んでいく覚悟だな・・・と、そっと祈る気持ちになった。人生山あり谷あり、この苦しさを乗り越えた先には、きっと素晴らしい日々が待っているから頑張って！とみんなにエールを送りたい。』というような記事でした。 中学校もすべて大会は中止となりました。市内の大会でもできないかを議論していた時にこのような記事が出ておりましたので御紹介させていただきました。 以上、私からの報告とさせていただきます。ただいまの報告、コロナ関連で御質問ございますでしょうか。
綾教育長職務 代理者	前回、中学校の運動会、修学旅行は中止とお聞きしたところですが、小学校についてはどのようなになったか情報共有をお願いしたいです。
管理監（学校 教育担当）	前回、中学校の修学旅行は行わないとしておりました。今日も調整会議を行い、基本的に宿泊は難しいと考えておりますが、状況が日々、変わっておりますので、調整会議において、小学校の修学旅行についてはもうしばらく判断を待つてほしいとのことで、今、判断することは難しいということです。中学校の場合も泊を伴わない旅行を止めるとすると何もなくなくなってしまいますので、泊を伴わないバス旅行等を企画できないかと考えておりますが、今、調整中です。進展はございません。運動会、体育祭は今のところ中止という方向で進んでいます。再度、確認をしていきます。ただ、違う方法でできないか検討中です。
教育長	最初は修学旅行の宿泊は難しいとの判断であったのですが、何か子どもたちの思い出に残るような場面を作ることが大事なのではないかということで、すべて止める、中止ということではなく、体育祭、運動会、文化祭にしても同様であり、決して緩んだ訳ではないのですが、ここへきて、そのような活動ができる可能性が出てきましたので、その状況に応じて何かできないかということを検討しているということです。 その他、質問等よろしいでしょうか。
各委員	（質問等なし）
教育長	では、教育部長報告をお願いします。

教育部長

私からは、6月市議会上程議案と教育委員会所管施設のコロナ対応等について御報告をします。

6月市議会定例会については、6月1日に開会が予定されています。教育委員会からは、補正予算1件の上程を予定しています。

内容は、移動図書館事業の移動図書館車の老朽化に伴い、更新を予定していましたが、この度、購入費助成事業の採択がされたことで、補正予算として図書館車の購入費を計上するものです。

新型コロナウイルス感染症対策の補正予算については、5月8日に開催された市議会臨時会において第1弾の補正予算が可決され、一人10万円の特別定額給付金や中小企業への支援事業が予算化され、その事業が進められているところです。

市では、第2弾として、6月議会の開会中に更なる補正予算を追加で上程する予定をしております。

教育部としましては、今回の長期休校に伴い、問題が浮き彫りとなった自宅での学習支援や学校再開後の感染リスクを軽減する対策、子どもたちの心身のケア、問題行動等に対応する施策などの予算化をしたいと思いますのですが、まだ、予算の査定が終わっておりませんので、詳しいことをお知らせできる段階ではございません。

また、教育委員会が所管する施設の開館状況について、文化ホールについては、当初予定していましたとおり、5月31日まで休館することとしております。このまま何もなければ6月1日以降については、感染対策を講じた上で予定どおり開館をしていく方向です。昨日の国の方針を受けまして、県でもガイドライン等を示されるかと思いますので、それに準じてある程度制限を設けながら、ホール等について開館していくことになろうかと思います。

図書館については、感染防止対策を講じた上で、既に開館しておりますが、能登川、永源寺、湖東、五個荘の4館については、集会ホールなどを学習スペースとして開放しております。

また、生涯学習の事業について、6月から7月にかけて行う人権のまちづくり講座は定員50名までとして予定どおり開催することといたしました。

市民大学については、例年多くの申込みがありますし、感染の第2波、第3波が心配されることから中止の方向で検討しています。私からは以上です。

教育長

ありがとうございました。次に、こども未来部長をお願いします。

こども未来部長

みなさん、こんにちは。

新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急事態措置が5月14日に解除となり、小中学校においては18日から分散登校を行うこととなりましたので、こども未来部が所管していますそれぞれの施設についての対応と臨時議会にける補正予算について報告します。

まず、学童保育所においては、これまで学校での臨時預かりから、これまでどおり学童保育所での保育に変更しております。

5月18日から31日までの期間、臨時預かりを希望された方に限って、7時30分から18時まで、感染防止に努めながら開所することとなりました。

幼稚園児の1号認定においては、5月31日までは休園措置を継続し、6月1日からは通常通り開所し、2号認定児、3号認定児においても自粛登園を解除したいと思っております。

こども未来部長	また、子育て支援センターの各つどの広場においても6月1日から開所する予定をしております。 民間保育所及びつどの広場とも連携を図りながら進めていきたいと思っておりますが、まだまだ、予断を許すことはできないと思っておりますので、感染拡大防止対策も各施設に徹底するよう呼び掛けていきたいと思っております。 5月8日の第1回臨時議会において、子育て特別給付金事業の補正予算を議決いただきました。児童手当支給対象児童一人当たり1万円を増額支給することになりました。 現在、事務処理等を進めており、7月10日頃を目途に受給者へ支払えるよう進めております。 また、妊婦及び0歳児の子育て家庭に感染予防のためのマスク配布の補正予算の議決をいただき、見守りおむつ宅配便を利用して対象家庭に配布を行っております。 幼稚園、小中学校の臨時休校が要請され、不要不急の外出自粛となり、子どもたちも保護者もストレス等が溜まっていると思います。課題のある家庭の通告元である小学校や幼稚園が休校していますので、家庭内における児童虐待の発生が懸念されたことから、子ども相談支援課では、学校や幼児施設との連携をより強化し、支援や課題のある家庭においては休業中できる限り連絡を取り、気になることがあれば学校なり幼児施設から子ども相談支援課へ繋ぐよう連携を図ってきました。この後、昨年度の児童虐待実績を担当から説明をさせていただきます。 子どもたちの通学、通園が正常化されることで、徐々にこれまでの日常が戻ってくことを期待していますが、感染の第2波が来ることを想定しながら、新型コロナウイルス感染防止対策を引き続き行うとともに、コロナウイルスによる傷跡に対して、その対応を関係部署とともに6月の追加補正で協議検討を進めていきたいと考えているところです。以上です。
教育長	ありがとうございました。ただ今の両部長の報告について、御意見、御質問等ございましたら、お出しいただきたいと思っております。
各委員	(質問等なし)
教育長	では続きまして、「2 協議」に移ります。「東近江市長の職務権限に関する事務の委任について」、「公民館の事業のうち、社会教育に関わる事務（体育に関することを除く）」について、地方自治法第180条の2の規定により、市長は教育委員会へ協議を行うこととなっております。これについて説明をお願いします。
生涯学習課長	(生涯学習課から説明) 東近江市長の職務権限に属する事務の委任について協議がありました。 令和2年度から市長の権限に属する事務として公民館の設置、管理、廃止に関することは市長が管理し及び執行することになりましたが、公民館の事務のうち、体育に関することを除く、社会教育に関する事務については教育委員会に委任することについて、市長から協議がありました。 資料の中にコミュニティセンター条例を抜粋し掲載していますが、第1条で、生涯学習、地域福祉、地域住民によるまちづくりの場としてコミュニティセンターが設置されており、

生涯学習課長	また、第3条の（１）で法22条に掲げる事業に関することを行うことになっております。 法22条は、資料下欄の社会教育法第22条に公民館の事業について、記載しております。 一 定期講座を開設すること。 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 となっております。 四の体育を除く公民館事業のうち、社会教育に関わる事務について教育委員会が委任を受けることについて協議をお願いします。
教育長	教育委員会へ委任することでの協議が市長部局からきているということで、委任を受けるに当たり、意見はないかということによろしいですね。従来からこのような形でやっているのですが。
生涯学習課長	今までは、直接、社会教育の部分については生涯学習課が業務を担当していたのですが、令和2年度からこの事務が市長部局へ移ったことから、引き続きこの部分については生涯学習課が担当していくものです。
教育部長	これにつきましては、公民館については地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で市長部局へ権限を移すことができるということになり、3月市議会において特例条例を設け、市長部局へ権限を移管したところですが、公民館の事務については、引き続き、教育委員会が行うことが適当だろうということで、一旦、権限は市長部局へ移したものの市長部局から教育委員会が委任を受けることになります。
青地委員	では、市長部局で取り組む事務はどの部分になるのでしょうか。
教育部長	既に、平成28年度にコミュニティセンターに公民館機能を移しており、公民館とコミュニティセンターは一体となっておりました。箱ものという意味では総務部が担当し、事業とか中身については教育委員会が行うという棲み分けをしています。
青地委員	箱ものとか予算的な部分が市長部局において実施するということですね。
教育部長	そうですね。施設の管理に関わる部分については市長部局です。
生涯学習課長	社会教育、生涯学習の部分は生涯学習課で行い、コミュニティセンターの事業の中でまちづくりであるとか地域福祉といった部分は市長部局で実施することになっています。
教育長	ありがとうございます。他に、御意見、御質問等ございませんか。

綾教育長職務 代理者	今年度はこれで良いのかもしれませんが、毎年これは変わるということではないのです ね。																																												
教育部長	これは一度きりのものです。																																												
青地委員	この後の議案になっている事務嘱託者の任命について、教育委員会でということになるの ですね。																																												
教育長	はい。よろしいでしょうか。それでは、「東近江市長の職務権限に関する事務の委任につ いて」は、「異議なし」とし、市長へ報告させていただきますがよろしいでしょうか。																																												
各委員	(異議なし)																																												
教育長	ありがとうございます。では「3 議案」に移ります。「議案第18号「社会教育事務嘱 託者の任命について」、担当課から説明をお願いします。																																												
生涯学習課長	(生涯学習課から説明) 社会教育事務嘱託者の任命について、社会教育法第28条の規定に基づき、下記の者に社 会教育事務嘱託者をするということで、各コミュニティセンターから報告を受けました。 <table> <tr><td>東近江市立平田コミュニティセンター</td><td>森井 源藏</td></tr> <tr><td>東近江市立市辺コミュニティセンター</td><td>木田 行男</td></tr> <tr><td>東近江市立玉緒コミュニティセンター</td><td>荒居 勇</td></tr> <tr><td>東近江市立御園コミュニティセンター</td><td>西村 一也</td></tr> <tr><td>東近江市立建部コミュニティセンター</td><td>小寺 仁</td></tr> <tr><td>東近江市立中野コミュニティセンター</td><td>西村 好美</td></tr> <tr><td>東近江市立中野コミュニティセンター</td><td>松本 弘美</td></tr> <tr><td>東近江市立中野コミュニティセンター</td><td>竹中 かおり</td></tr> <tr><td>東近江市立八日市コミュニティセンター</td><td>中島 俊治</td></tr> <tr><td>東近江市立南部コミュニティセンター</td><td>宮下 治彦</td></tr> <tr><td>東近江市立永源寺コミュニティセンター</td><td>久田 晃一</td></tr> <tr><td>東近江市立永源寺コミュニティセンター</td><td>岸本 尚也</td></tr> <tr><td>東近江市立五個荘コミュニティセンター</td><td>富田 由美子</td></tr> <tr><td>東近江市立五個荘コミュニティセンター</td><td>竹中 利子</td></tr> <tr><td>東近江市立愛東コミュニティセンター</td><td>野瀬 隆行</td></tr> <tr><td>東近江市立愛東コミュニティセンター</td><td>中嶋 文夫</td></tr> <tr><td>東近江市立湖東コミュニティセンター</td><td>北浦 孝彦</td></tr> <tr><td>東近江市立湖東コミュニティセンター</td><td>吉岡 顕子</td></tr> <tr><td>東近江市立能登川コミュニティセンター</td><td>木下 勉</td></tr> <tr><td>東近江市立能登川コミュニティセンター</td><td>桂田 博司</td></tr> <tr><td>東近江市立蒲生コミュニティセンター</td><td>山田 福二</td></tr> <tr><td>東近江市立蒲生コミュニティセンター</td><td>廣田 義男、以上22名の方です。</td></tr> </table>	東近江市立平田コミュニティセンター	森井 源藏	東近江市立市辺コミュニティセンター	木田 行男	東近江市立玉緒コミュニティセンター	荒居 勇	東近江市立御園コミュニティセンター	西村 一也	東近江市立建部コミュニティセンター	小寺 仁	東近江市立中野コミュニティセンター	西村 好美	東近江市立中野コミュニティセンター	松本 弘美	東近江市立中野コミュニティセンター	竹中 かおり	東近江市立八日市コミュニティセンター	中島 俊治	東近江市立南部コミュニティセンター	宮下 治彦	東近江市立永源寺コミュニティセンター	久田 晃一	東近江市立永源寺コミュニティセンター	岸本 尚也	東近江市立五個荘コミュニティセンター	富田 由美子	東近江市立五個荘コミュニティセンター	竹中 利子	東近江市立愛東コミュニティセンター	野瀬 隆行	東近江市立愛東コミュニティセンター	中嶋 文夫	東近江市立湖東コミュニティセンター	北浦 孝彦	東近江市立湖東コミュニティセンター	吉岡 顕子	東近江市立能登川コミュニティセンター	木下 勉	東近江市立能登川コミュニティセンター	桂田 博司	東近江市立蒲生コミュニティセンター	山田 福二	東近江市立蒲生コミュニティセンター	廣田 義男、以上22名の方です。
東近江市立平田コミュニティセンター	森井 源藏																																												
東近江市立市辺コミュニティセンター	木田 行男																																												
東近江市立玉緒コミュニティセンター	荒居 勇																																												
東近江市立御園コミュニティセンター	西村 一也																																												
東近江市立建部コミュニティセンター	小寺 仁																																												
東近江市立中野コミュニティセンター	西村 好美																																												
東近江市立中野コミュニティセンター	松本 弘美																																												
東近江市立中野コミュニティセンター	竹中 かおり																																												
東近江市立八日市コミュニティセンター	中島 俊治																																												
東近江市立南部コミュニティセンター	宮下 治彦																																												
東近江市立永源寺コミュニティセンター	久田 晃一																																												
東近江市立永源寺コミュニティセンター	岸本 尚也																																												
東近江市立五個荘コミュニティセンター	富田 由美子																																												
東近江市立五個荘コミュニティセンター	竹中 利子																																												
東近江市立愛東コミュニティセンター	野瀬 隆行																																												
東近江市立愛東コミュニティセンター	中嶋 文夫																																												
東近江市立湖東コミュニティセンター	北浦 孝彦																																												
東近江市立湖東コミュニティセンター	吉岡 顕子																																												
東近江市立能登川コミュニティセンター	木下 勉																																												
東近江市立能登川コミュニティセンター	桂田 博司																																												
東近江市立蒲生コミュニティセンター	山田 福二																																												
東近江市立蒲生コミュニティセンター	廣田 義男、以上22名の方です。																																												

生涯学習課長	社会教育事務嘱託者は教育長の推薦により、教育委員会が任命するとなっております。 任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。4月の定例教育委員会には各コミュニティセンターからの報告が揃っておりませんでしたので、今月の議案となりました。御審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	この件について、御意見、御質問等ございませんか。
綾教育長職務 代理者	任命に関しては特に問題はないのですが、社会教育事務嘱託者について、議案を見ていますと、1人から3人となっており、コミュニティセンターごとに人数が異なりますが、人数の規定とかはないのですか。
生涯学習課長	はい、規定はございません。
綾教育長職務 代理者	ないのですか。その理由は。
生涯学習課長	社会教育法の中で特に何人とか決まっておらず、館長とその職員となっていますので推薦のあった方について任命をします。
教育長	事務分掌で、その事務を携わる人が誰なのかということで推薦があると解釈をしています。コミュニティセンターで色々な事務をしていますが、社会教育に関する事務を何人で行っているかということになります。
綾教育長職務 代理者	ここに任命されている方たち以外の職員も社会教育事務をしておられるかと思いますが。
生涯学習課長	館長の指示に基づき、任命されている職員以外の者も業務をしている場合もあります。
教育長	では、議案第18号について御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、「議案第18号 社会教育事務嘱託者の任命について」は原案のとおり承認いたします。 続きまして、「4 報告事項」に移ります。 「令和2年度第1回教科用図書第3採択地区協議会について」担当課から報告をお願いします。
学校教育課参 事	(学校教育課からの説明) 「令和2年度第1回教科用図書第3採択地区協議会について」説明をします。 5月14日(木)に東近江市役所東庁舎A会議室におきまして、第3採択地区協議会を開

学校教育課参
事

催しました。

第3採択地区協議会の規約及び採択について説明をします。資料を御覧ください。

令和3年度から使用します中学校教科用図書と令和3年度に使用します特別支援学級において教科用図書を今年度は採択する年となっております。

本市は滋賀県の採択地区で第3地区に入ります。資料はその第3採択地区協議会の規約です。何点かに絞って説明をします。まず、第一条を御覧ください。目的としまして、

第一条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、滋賀県第3採択地区内の市町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。となっています。

第三条を御覧ください。協議会を設ける市町教育委員会が次のとおり載っています。

一 近江八幡市教育委員会、二 東近江市教育委員会、三 日野町教育委員会、四 竜王町教育委員会です。

第四条は協議結果です。関係市町教育委員会は、協議会の協議結果を尊重するものとします。

第五条です。協議会の委員は、非常勤とし、次に掲げる12人をもって組織する。

一 関係市町の教育長、二 関係市町教育委員会の委員それぞれ1名、三 関係市町の保護者代表それぞれ1名となっています。

第七条を御覧ください。昨年度に引き続き本市が第3採択地区協議会の事務局をしております。第七条で、会長は、関係市町教育委員会が協議して定めた市町の教育長である委員をもって充てるとなっており、今年度も引き続き藤田教育長に会長をいただいています。

第十四条を御覧ください。選定した教科用図書の通知です。

第十四条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとします。

8月お盆明けの第3地区協議会で教科用図書を選定し、8月の教育委員会にて教科用図書の選定の結果を見ていただき、採択を行っていただく予定です。

第十六条を御覧ください。公開を求められたときは、協議会の会議の議事録、前条第3項の資料及び採択教科用図書の種類、調査研究部長名及び専門調査研究員名については、協議会の会長が属する教育委員会において、採択終了後、遅滞なく公表することとなります。

経費の支弁の方法についてです。

第十七条 協議会の運営に要する経費は、関係市町教育委員会が分担する。市においては10万円、町においては5万円とするとなっています。

滋賀県教科用図書の採択地区については表のとおりであり、第3地区は近江八幡市 東近江市 蒲生郡（日野町、竜王町）と定めております。

資料として採択の要項を添付しております、このような手続きで進めてまいりますので、8月の教育委員会臨時会には御協議のほど、どうぞよろしくお願いします。

教育長

第3地区協議会の本市の委員会を代表して綾委員と保護者代表として、一昨年PTA連絡協議会の会長の坂田さんに加わっていただいております。

何か御質問等ございましたらお出しいただけますでしょうか。

各委員	(質問、意見なし)
教育長	沖田委員、どこか教科用図書に関わっておられますか。
沖田委員	私は、小中学校ではなく、高等学校の教科書に関わっております。
教育長	ただいま報告のありました令和２年度教科用図書第３採択地区協議会についてはこのように進めてまいりますのでよろしくお願いします。 続きまして、５月１８日に開催されました「福祉教育こども常任委員会協議会」について、報告をお願いします。まず、こども未来部をお願いします。
幼児課長	(幼児課から説明) 報告事項の「病児保育条例について」説明します。お手元の資料１ページです。 市内には３つの病児保育室があり、第２期東近江市子ども・子育て支援計画では対象児童の年齢の引き上げ等の充実を計画しています。今回、能登川病児保育室との協議で対象年齢を小学校２年生まで引き上げることで了承を得られました。 これに伴い、条例の一部を改正することになりますが、この一部改正の内容は、対象児童の範囲の改正をするのではなく、条例中の「対象児童」、「利用時間及び休所日」について、規則で規定していくことの条例改正となります。 現在、保育の対象児童の年齢は、生後１１か月から小学校就学前となっています。今回、病児を受け入れている能登川病児保育室の委託先である昴会と対象児童の年齢及び利用時間の延長が可能かどうかの協議を行いました結果、小学校低学年は、園児の延長として保育士の対応が可能であり、また、中学年と比較して子ども一人での自宅療養が困難と考えられるため、小学校２年生まで延長できるとの了承が得られました。この年齢延長は９月から可能との了承を得ています。 なお、他の病児保育室も含めて開所時間の延長については、現時点では人員配置等の実施体制の確保が不十分とのことでしたので、引き続き協議を行うこととします。 ２ページの資料は病児保育室条例施行規則になります。この規則は現在の規則で、条例改正が議決されてからの改正になりますが、条例からこの規則に「対象児童」、「利用時間及び休所日」が移動してくることになります。
教育長	ありがとうございます。引き続いて、幼児課からお願いします。
管理監（幼児担当）	新型コロナウイルス感染症予防に関する幼児施設の対応と利用状況について、御報告します。資料５ページを御覧ください。 公立幼稚園の対応状況としましては、４、５歳児はクラスのみで４月９日（木）に始業式を行い、５月３１日（日）まで休園期間を延長しています。 ３歳児や新入園児は４月１０日（金）に入園式を保護者で行い、同じ期間まで休園をしております。 認定こども園の１号認定（幼稚園籍）については、入園式を４月７日に入園児と保護者のみで行い、その後、４月９日（木）から５月３１日（日）まで休園期間を延長しております。

管理監（幼児
担当）

また、認定こども園２号及び３号（保育所籍）の園児及び八日市寺小規模保育事業所につきましては、４月当初は通常保育を実施していましたが、４月９日（木）から、５月３１日（日）まで、保護者が仕事を休んで家にいることが難しい状況であることから、登園自粛の協力をお願いしております。４月９日から５月１２日までの出席率としましては、表に示したとおりです。５月１３日から２１日までは、公立認定こども園４３パーセント、小規模保育事業所４９パーセントです。民間保育施設は、５月のデータ集約ができていません。５月の出席率が低いのは、ゴールデンウィーク期間ということで企業が休業されて家庭保育の協力をしてくださったからであると思われます。

休園中、登園自粛期間中の保護者への対応としましては、園から保護者に１週間に１回程度電話による連絡を取り、子どもさんや家族の方の体調や子育ての不安など家庭の状況を聞いて把握するように努めています。その時に育児について悩みごとを伺いました。内容については、職員と共有し、心配な御家庭についてはこども相談支援課に繋いでいます。

園ごとに様々な対応をしており、集金やお便りを渡す機会を利用して、縄跳び遊びや親子クッキングを紹介したチラシや、アサガオの植木鉢や鯉のぼりのキットを配布、保護者会が購入した夏の生活表の配布などを行っています。

園に来てもらうときは、学年ごとにドライブスルー形式でお渡しをし、また、担任と顔を合わせるようにしています。必要に応じて家庭訪問も実施しています。

６月以降の幼稚園及び認定こども園（１号）の予定としましては、４・５歳児は、６月１日（月）から６月３日（水）は午前１１時３０分降園、６月４日（木）からお弁当持参で、午後２時降園とする予定です。３歳児は、いきなり保育が始まることとなりますので、少し段階を踏み、６月１日（月）から６月５日（金）までは午前１１時３０分降園、６月８日（月）から、４、５歳児と同じく、学校給食をいただき、午後１時３０分降園する予定です。

６月以降の認定こども園（２、３号）では、６月１日（月）以降は通常保育とする予定です。

園を再開するに当たっては、保育施設では、職員の検温や家族の健康管理に気を付けること。職員がマスクの着用をすること。園へ登園後、給食前後、戸外から戻ったとき、トイレの後といった機会にこまめな手洗いやうがい、声掛けや指導をすることとしています。また、ドアノブ、玩具、共同で使用する機器等の消毒や触れる前後に手洗いをすること。できる限り、密集に気を付け、適時、換気することなど気を付けて保育をしていきます。

保護者には、幼児教育という低年齢の保育ということで、群れて遊んだり、友達同士の距離が近かったり、先生との密着度が高いことや発達上マスクなども長い時間は拒みますので、感染防止に努めますが感染をゼロにできないところがあることに理解を求めながら、毎朝、子どもの検温及び風邪症状の確認や、同居の御家族にも体調確認に取り組んでいただくなど協力を依頼します。体調がすぐれない時は、自宅で休養してもらうことなど、感染拡大リスクを最小限に留めるための感染防止の生活スタイルを保持することをお願いし、通常保育を再開していく予定をしております。

教育長

続いて、学童保育所についてこども政策課、説明をお願いします。

こども政策課
長

資料６ページを御覧ください。月別の利用状況で、２２施設３７クラブの３月、４月、５月１２日までの利用実績です。３月の登録児童数は１，３８１人で、１日あたりの平均利用

こども政策課
長

児童数は677人で、1日あたりの平均利用率は49.0パーセントでした。3月は全国一斉休校の要請を受けて、3月3日から24日まで間、市内小中学校が臨時休校となり、学童保育所は長期休暇と同じように午前7時30分から午後7時までの開所となりました。その間、小学校の特別支援員の方々の協力をいただき、なんとか開所の運営ができましたこと、感謝申し上げます。

続きまして、4月の状況です。年度が変わり登録児童数は1,563人で、1日あたりの平均利用児童数は491人で、1日あたりの平均利用率は31.4パーセントでした。4月は16日、緊急事態措置が全国に拡大になり、本市においても休校期間も当初4月20日までであったものが、5月6日までに延長となっております。

学童保育所の開所時間についても一斉休校となった4月13日以降は午後3時からとなり、それまで午前7時30分から午後3時までの間は学校で臨時預かりを行っていただきました。

また、全国的なコロナウイルスの感染防止のための休校であること、密閉、密集、密接いわゆる3密状態を緩和するため、保育場所も当初の学童保育所から学校へ移行することとなりました。保護者に対してもこども政策課と学童の運営主体の連名及び教育委員会とこども未来部との連名で複数回、利用自粛の通知を行いました。

5月12日までの利用状況ですが、平均利用児童数は175人で、1日あたりの平均利用率は11.2パーセントでした。5月は全国の緊急事態措置の延長を受け、休校期間が5月31日まで延長になりました。学童保育所の開所時間についても5月15日までは午後3時から6時までとし、午後3時までは学校で臨時預かりを行っていただきました。5月14日には滋賀県の緊急事態措置が解除となりましたが、コロナウイルス感染症防止の観点から31日までの休校は継続となっています。

5月18日からは6月1日からの学校再開に向け、学校が分散登校を実施されることから、臨時預かりは終了となりました。それを受け、学童保育所は午前7時30分から午後6時までとなり、場所も学校から学童保育所に移っております。休校期間中であること、コロナウイルス感染拡大防止、引き続き3密状態にならないよう、4月下旬に既に申し込んでいた児童を対象とし、人数を抑えた中での保育となっております。なお、指導員の人員調整がつかない学童保育所については教育委員会を通じて小学校の特別支援員の協力を得ています。そのような形で学校の協力体制を含めて御協力いただきありがとうございました。

これまでの経過については資料にまとめておりますので御覧ください。

なお、6月1日以降についての学童保育所の再開に向けて、引き続き保護者には児童を家庭でみることができる場合は利用を控えていただくようお願いしており、できる限り保育人員が少ない中での再開となるよう進めております。

教育長

ありがとうございます。続きまして、こども相談支援課をお願いします。

こども相談支
援課参事

(こども相談支援課からの説明)

資料の7ページを御覧ください。

① 令和元年度の家庭児童相談の状況について報告します。

通告相談の種類別実績の推移です。1年間の相談の実件数は1,198件となります。その中で新規に通告があり、担当者が調査をして受理会議にかけて、最終的に虐待あるいは虐

こども相談支援課参事

待の疑いとして、要保護児童対策地域協議会で管理をした新規ケースは89件ありました。平成30年度は164件となっており、令和元年度は、平成30年度と比較して半分程度の新規ケースとなっていますが、平成29年度と同程度の件数です。実件数としては89件ですが、昨年度の特徴としては、同じケースに関して複数の市民の方から通告が入ったことです。保護者からの怒鳴り声について同じマンションや近隣の方から多数連絡が寄せられ、また、市役所・警察・児相と各部署に通告が行きました。母の声を録音して持参される案件も多数ありました。

そのような際には緊急で受理会議を行い、関係機関と連携を取り対応をしています。最終的には当課で継続して保護者の相談や子どもの確認を行います。助言指導というのは、警察や児童相談所から住民基本台帳の確認や要保護児童対策地域協議会に管理の有無の確認があったり、保護者から相談はあっても単発であったり、学校や保健センターなど適切な機関への繋ぎをすれば解決する事案の場合があたります。

昨年度から引き続いたケースの中で、73件は経過観察の結果で虐待の事実がないことが確認できたり、転出されたり、18歳に到達されたなどで終結になったケースなどは、保護者からの相談があれば対応しています。

種類別内訳では、新規では心理的虐待や身体的虐待が多いですが、継続ケースではネグレクトが一番多いです。他市町と比べてネグレクトのケースが多いのは、学校や園が丁寧に子どもの様子を観察し、家庭の様子も把握をしておられる証拠と考えています。

通告経路では、やはり学校や保育所、幼稚園が最も多く、次に保健センターや福祉関係の部署など市役所内での通告になります。

年齢別では、就学前が57%と把握しています。これは早期に把握し、丁寧に支援することと学齢期以降の虐待を防止する、あるいは重篤化を防止するためには重要なことです。

虐待者別では、ネグレクトや心理的虐待では圧倒的に実の母親が多く、実の父親がその次になります。実の父以外の父親は性的虐待や身体的虐待で上がってきます。

相談員の関わり件数は、昨年度とほぼ同程度になります。児童相談所での一時保護は31件になります。しかし、今年度に入りすでに5件の一時保護があり増加をしています。

コロナで休園・休校中の当課の対応ですが、当初には教育委員会と1ケースずつ状況の確認をして、各学校へも見守りの依頼と、こども相談支援課が支援をする家庭の確認と情報共有を行いました。また、その後、二度教育委員会と情報共有の会議を行っています。養育支援訪問やホームフレンドはコロナウイルス感染拡大防止のため中止し、その代わりに相談員が家庭に出向くか、市役所に子どもに来てもらい、学習の支援を行いました。今後、再開された際には、子どもたちの家庭での生活実態がわかってきた時に、通告や相談が増える可能性がありますので、気を引き締めて相談にあたっていく予定です。

市民などへの啓発と組織での対応の強化により、子どもの命や人権が守られるように努めてまいりたいと思います。

最近、コロナの影響で相談は増えているかとよく聞かれますが、4月の新規件数は15件で、去年の4件からすると増えています。しかし、必ずしもコロナの影響というわけではありません。

相談内容の内訳としましては大きく次の3つに分類されます。

①子どもと毎日家にいることで煮詰まって相談したい、訪問してほしい

②子どもと毎日いるのが気づまりではあるが、コロナの感染が心配で訪問や来所を断り、

こども相談支援課参事	電話での対応のケース ③精神疾患のある保護者が「子どもといるから」のストレスではなく、「コロナ」という想定外の大きな事態に気持ちが不安定になり、精神症状が悪化するといったケースです。警察や保健所との連携のもと措置入院になったケースもありました。 これから学校や園が再開されることで、当課の対応件数が増加することを見込んでおります。以上です。
教育長	ありがとうございました。以上でこども未来部の報告が終わりました。こども未来部の報告について御意見、御質問等ございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	次に、教育部から説明をお願いします。
管理監（学校教育担当）	(学校教育課から説明) 資料9ページを御覧ください。小中学校の再開について、先月の教育委員会臨時会において説明しました内容について、福祉教育こども常任委員会でも報告をしました。既に、御承知のとおり6月1日から学校を再開することについて、全員登校を基本とし、学校給食については6月8日から全てのメニューを配食します。先週と今週は登校日を設けましたので、それぞれの学校で日時はバラバラではありますが、児童生徒が登校をしています。ちょうど今、人事訪問を実施しています。その中で、教育長が校長先生方に確認しているところでは、大きな混乱はなく、子どもたちは元気で登校しているということです。 3密を避けた感染症対策を今後もきっちりとする必要がありますので、今後も校長代表の調整会議をさらに詰めて、より安全な学校体制を取っていきたいと思っています。 お手元の資料13ページを御覧ください。前回、お話をしました長期休業関連で、聖徳中学校と蒲生西小学校についてお話しすると、聖徳中学校につきましては、7月21日から31日は工事で校舎が使用不可となっています。8月18日からは使用可能となりますので、7月の使用不可の8日間分については、6月から11月の間の土曜日に月2回授業を行い、その代休を8月と12月に取ると聞いております。 蒲生西小学校については、7月中は授業ができるということです。8月1日から21日までの工事となり、8月18日から21日までの4日間が工事で使用不可となります。 蒲生西小学校については土曜日課も考えるが、何とか行事をやりくりして時間をカバーしていきたいと思っていますと聞いています。他、土曜授業については、全ての中学校ではありませんが、中学3年生等のことを考えると月1回くらいはしていきたいとの意向です。 先ほどの教育長のお話にもありましたが、運動会、体育祭、修学旅行、校外学習等の行事について、中止を含めた見直しをすることになっておりますが、もう少し時間をかけて検討していきたいとのことです。ただ、1学期の運動会、体育祭は実施しないことが決まっています。水泳やチャレンジウイークも中止と決定です。部活動についてですが、6月8日から再開ということで、このまま中学3年生がどのように引退していくのかということについて、明日、中学校長代表の先生と話し合いを持ち、7月にどこか市内だけでも大会がやれればと思っていますが、ただ、競技によっては実施できない競技もありますので、どのようにす

管理監（学校教育担当）	るかを検討しなければなりません。3年生で部活には参加しないという子どもについて参加の強制はしないという方向で考えています。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
教育施設課長	（教育施設課から説明） それでは、お手元の資料15ページ、議会議決工事等進捗状況報告書（令和2年4月末現在）を御覧ください。 市立聖徳中学校大規模改修工事に伴う4月末の進捗率ですが、建築工事が10.30%、電気設備工事が3.85%、機械設備工事が4.79%です。 4月におきましては、多目的室、パソコン教室、作業室棟の改修に取り掛かり、外部につきましては、管理教室棟の外部足場は完了致しました。 今後の予定としましては、新型コロナウイルスにより休校期間を使用し、校内天井の解体を行い、生徒の導線である昇降口前の外部埋設配管、配線工事を先行します。また、作業室棟、多目的室、コンピューター教室の内部を引き続き改修します。 続きまして、資料16ページを御覧ください。市立蒲生西小学校大規模改修工事に伴う4月末の進捗率ですが、建築工事が26.90パーセント、電気設備工事が15.00パーセント、機械設備工事が75.90パーセントです。 4月におきましては、外壁の補修、管理棟の屋上防水、また3階普通教室の床の研磨塗装を行い各階配線及び照明器具の取替えを行いました。 今後の予定としましては、外壁の補修及び屋上防水の施工を引き続き行い各教室の配管配線の施工を実施します。以上、報告とします。
教育長	教育部の報告が終わりました。教育部の関係で御意見、御質問がございましたら、お出しいただきたいと思います。
各委員	（質問、意見なし）
教育長	続きまして「5 その他」に移ります。それでは各課から報告をお願いします。
各課からの報告	○教育総務課・・・・・・・・・・学校再開日の立哨について マスクと消毒液の寄附について ○教育研究所・・・・・・・・・・教育研究所だより ○生涯学習課・・・・・・・・・・報告事項 ○図書館・・・・・・・・・・報告事項
教育長	ありがとうございます。御質問等ございましたら、お伺いします。
篠原委員	急に朝も下校時間も暑くなってきました。夏の暑いときに30分～40分通学で歩く子どもたちもいたりします。熱中症対策について、個人的にも工夫をして、子どもには持たせようと色々と考えておりますが、学校でも対策を考えていただけるとありがたいと思っています。

篠原委員	ます。
沖田委員	最近の報告で、低学年の児童が通学でマスクをしながら登校するという事で、マスクをしながら登校することは、とても子どもの心臓とか影響を及ぼすと聞いています。今、おっしゃられたように対策を考えなければならないと思います。 中国では子どもがマスクをしながら運動をして死亡する案件の報告があります。高学年になりますと自分で気を付けることができますが、低学年は注意が必要かと思っています。
管理監（学校教育担当）	熱中症対策等もありますので、調整会議等でもどのような課題があるかをまとめて、できることとできないことがありますので、精査しながら前向きに取り組んでいきたいと思っています。 今、この場で他に何ができるのかというのは申し上げられませんが、体育の授業はマスクを外してよいとしています。
教育長	学校再開しようかという時期にきて、急激に気温が高くなってきています。だまっているとそれほど暑くは感じないのですが、話し出すとマスクをしていると暑いと感じるようになってきました。これで6月1日以降、子どもたちは通学途上、おそらくしゃべりながら通うことになるかと思っていますので心配はしております。学校には熱中症対策を十分にとは指導していますが、具体策は示せておりませんのでしっかりとやっていきたいと思っています。 以上で、すべての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	次回の第6回定例会は、令和2年6月30日（火）午後1時15分から、会場は「市役所新館317・318会議室」で開催いたしますのでよろしくお願いします。 また、第7回定例会の日程を決めたいと思います。レジメにありますように、7月21日（火）、28日（火）、31日（金）いずれもPMで開催をお願いしたいと思いますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。
各委員	（日程調整）
教育長	それでは、第7回定例会につきましては、7月28日（火）PM1時15分から、「市役所東庁舎A会議室」で開催いたしますので、よろしくお願いします。 先ほど、学校教育課から報告いただきました教科書採択の関係で、中学校の全教科及び小、中学校の特別支援学級の教科書採択が必要となります。第8回の定例会の中で御審議いただくのは時間的にかなりタイトですので、第6回教育委員会臨時会を開催し、そこで審議をお願いしたいと思います。 日程については、2市2町の同日開催の都合で、8月25日（火）とさせていただきます。開始時刻についても朝早くとなり恐縮ですが、8時30分からとし、場所は市役所東庁舎A会議室で行います。

沖田委員	私、高等学校の教科書に携わっておりますが、出席してよろしいのでしょうか。
学校教育課参事	昨年度の賀川委員も退席していただいておりますので。
教育長	教科書に関わっているようですので、沖田委員は出席を控えてもらった方がよろしいですね。
沖田委員	承知しました。
教育長	8月の教育委員会は午前中に臨時会を、午後から定例会を開催します。それは沖田委員も出席していただくことになりますのでよろしくお願いします。 長時間にわたり議論いただきありがとうございました。以上をもちまして、令和2年第5回教育委員会定例会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。
会議終了	午後3時

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
